

2021年8月24日

厚生労働大臣 田村 憲久 様

事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の 一部を改正する省令案の見直しに関する意見

全国労働組合総連合

議長 小畑 雅子

文京区湯島2-4-4

03-5842-5611

厚生労働省は、「事務所衛生基準のあり方に関する検討会」の報告書をまとめ、それをもとに省令について見直すべく、現在、労働政策審議会において審議を行っている。この動きは、働き方改革関連法成立の際の附帯決議（2018年6月、参議院厚生労働委員会）において、「事務所その他の作業場における労働者の休養、清潔保持等のため事業者が講ずるべき必要な措置について、労働者のニーズを把握しつつ、事務所等に必要な見直しを検討する」よう求められたことを受けての対応とされている。

ところが上記の検討会において、使用者側委員は「現実に即して見直せるものは見直す」という姿勢で、既存の規則が守られていない実態に法令をあわせ、コスト削減の視点から規制緩和を主張、その一部が省令案に取り入れられている。特にトイレの規則に関し、SNS上で「#厚労省は職場の女性用トイレをなくすな」などの抗議が起き、反対の声があがっている。

については、全労連としても、職場からの要望をふまえ、以下の意見をあげるものである。

記

1. 事務作業における照度基準の見直しについて

省令案に賛成である。従来、「普通の作業」についての机上の照度は150ルクス以上で足りるとされていたものを、「精密な作業」と同様、「一般的な事務作業」の枠にまとめて300ルクス以上とし、「粗な作業」を「付随的な事務作業」として現行の70ルクス以上を150ルクス以上としたことは評価できる。

2. 救急用具の備えの見直しについて

省令案において、救急用具について備えなければならない品目を定めている労働安全衛生規則第634条を削除するとしている点は反対である。事務所においても、応急手当が必要な傷病が発生することは珍しくない。さらに昨今の災害の多発、今後の震災の可能性をふまえると、救急医療にかかれず、事務所で処置をせざるをえない事態を想定する必要性は、むしろ高まっている。最低でも、消毒薬や包帯材料、火傷薬、止血体などは必須である。

3. 便所の設置基準の見直しについて

便所の設置基準の見直しには反対である。現行の「男性用と女性用に区別して設けること」という事務所則を堅持した上で、便房数についての人数基準を現行より半減するなどの改善が必要である（例えば男性用大便所の便房数は、現行の「60人以内に1個」から「30人以内に1個」に、女性用便所の弁房数は「20人以内に1個」から「10人以内に1個」とするなど）。

省令案は、「同時に就業する労働者が常時十人以内」である事業所について、独立個室型の便所を設けることで男女別の義務を外すとして、ILO120号勧告（5人以内もしくは家族従業者のみ許容）にも悖る提案をしているが、女性を中心に、労働者からは強い反対意見があがっている。検討の目的において「女性活躍推進」を掲げながら、女性の意見をふまえず、事業主のコスト削減論を軸に規則を見直すことは認めるわけにはいかない。

現実には、現行規則が守られていない事業所もあるが、男女別の便所を要求する労働者の声は常にあり、労働組合はその実現に努力し、実現もさせている。規則を変えてしまうと、こうした要求の実現にマイナスとなるだけでなく、例えば、男性労働者の使い勝手を改善（トイレの稼働率向上）するため、男女別の設定を共用に変更する動きを促しかねない。現実にあわせてルールを改悪するのではなく、至らない現実を改善させる施策を検討すべきである。

なお、ジェンダー・フリーの視点からいえば、男女別に加えて、独立個室型をおくことが望ましいと、当事者団体からの意見表明があると聞く。障害者雇用やオストメイト対応の多機能型トイレの設置を、バリアフリー法のみならず、事務所衛生規則においても、男女別トイレのほかに追加すべきものとして位置付け、普及促進をはかるべきである。

4. 休養室・休養所について

検討会では、事業所コスト削減の視点から、義務規定を廃止する意見もあったようだが、「常時男性50人以上又は常時女性30人以上の労働者を使用するときは一定規模以上の事務所に対し休養室又は休養所を男女区別して設ける」との義務規定は堅持の上、基準の人数を減らす方向で検討するべきである。

体調が悪い労働者は早めに帰宅又は診療所や医療機関を受診させるべきとの意見から、男女共用とし、スペース削減をはかる動きがあるが、その意見には反対である。

5. テレワーク（在宅就労）への対応について

労働者の自宅を事業場として、使用者が指定する以上、事務所衛生基準規則のすべてが満たされるべきであること、そのために必要な環境整備は、使用者の費用負担によってはかるものとするとの規定が必要である。

以上